はじめに

――単独性と無根拠からの生成―カント倫理学における善い意志の概念

Der Begriff eines guten Willens bei Kants Ethik Das Entstehen aus Einzigkeit und Ungrund

*藤本 一司

な分析を必要とする。

な言い回しが用いられており、上述の宣言の確認で素通りしてはならない周到というし、この有名な冒頭は、注意深く読むと、唐突に思える修辞や極めて婉曲しかし、この有名な冒頭は、注意深く読むと、唐突に思える修辞や極めて婉曲を、「無制限に善いもの」は「善い意志」だけであるという宣言から書き始める。かいりは、『道徳形而上学の基礎づけ』(以下『基礎づけ』と略記)の第一章

その冒頭とは、こうである。「この世界の内で、それどころかそもそもこの世界の外ですらも、無制限に善いとみなすことができるものがあるとすれば、でいたはいであって、それ以外には全く考えられない(Es ist überall nichts in der Welt, ja überhaupt auch außer derselben zu denken möglich, was ohne Einschränkung für gut könnte gehalten werden, als allein ein guter Wille.)」(GMS.10 (1)。

書き留めている以上、ただの修飾として考えるわけにはいかないだろう。ja überhaupt をわざわざ付加して「世界の内」だけではないことを確認して脚注でも何の注意の喚起もなく素通りされてしまっている。しかし、カントは、強調に過ぎないとして通り過ぎてしまってよいのだろうか。なるほど、英訳のここで「世界の外ですらも」という修辞は、「善い意志」の善さのたんなる

はならないはずだ。

さらにまた、上述の宣言は、「善い意志」は「無制限に善い」という単純なさらにまた、上述の宣言は、「善い意志」は「無制限に善い」という単純ないとの話されていること、更にそういにできないという意識と正確に符合しているだろうことを、読み手は看過してにできないという意識と正確に符合しているだろうことを、読み手は看過してにできないという意識と正確に符合しているだろうことを、読み手は看過してにできないという意識と正確に符合しているだろうことを、読み手は看過してにできないという意識と正確に符合しているだろうことを、読み手は看過してにできないという意識と正確に符合しているだろうことを、読み手は看過してにできないという意識という事態をできない。こうに表情を表情を表情である。

実話法の謎を追いながら、善い意志の概念を明るみに出したい。 本稿で、私はこの冒頭の唐突な「世界の外」という修辞と極めて婉曲な非現

、「善い意志」の善さの宙吊り

「常識」による道徳的善悪の判定に厚い信頼をよせている。「それ自体で高く評「通常の道徳的理性認識」つまり「常識」に基づけて遂行していく。カントは、が「無制限に善い」ことを論証していくが、標題から明らかなように、それを識への移行」(GMS.10)という標題をもち、ここでカントは「善い意志」だけ『基礎づけ』の第一章は、「通常の道徳的理性認識から哲学的な道徳的理性認

*釧路高専一般教科

ている。 理性の道徳的認識において、その原理にまで到達した」(GMS.22)と結論づけ理性の道徳的認識において、その原理にまで到達した力れわれは通常の人間実際、カントは第一章を閉じるに当たって、「こうしてわれわれは通常の人間に内在していて、教えられるというよりも啓発されさえすればよい」(GMS.14)。価されるべきであり更なる意図を必要としない善い意志の概念は、常識にすで

しかし、『基礎づけ』の第二章では、打って変わって目の眩むような仮定がで惰眠を貪って、その確認でじゅうぶんと見なしていたのであろうか。であり、いかなる疑念も容喙する余地はないように思われるかもしれない。カこのように読み進めるならば、「善い意志」の善さは「常識」において自明

信犯的に繰り返し語られることになる。

を「妄想的理念と見なさない」ならばという仮定を明確に加え、念入りに留保 をも同時に認めなければならないのである」(GMS.70)。ここでも、「道徳性_ chimärische Idee) と見なさない人は誰でも、道徳性の上述の原理 [自律の原理] 性をしかるべきもの(Etwas)と見なし、真理性を欠いた妄想的理念 それが命じるのはまさしく自律であって、それ以上でもそれ以下でもない」 確認されることになる。「道徳性の原理は、定言命法でなければならず、 という問題」を殊更取り上げ、それを宙吊りすることを敢えて明言している。 務と呼ばれるものがそもそも空虚な概念(ein leerer Begriff)でないかどうか を言おうとしているかを示すことができるだろう」(GMS.42)。カントは「義 Begriff)でないかどうかという問題を未決定のままにしておくとしても、 とすれば、われわれは義務と呼ばれるものがそもそも空虚な概念(ein leerer (GMS.65) ことを明らかにした後で、カントは次のように述べている。「道徳 し少なくともわれわれが義務と呼ばれるものによって何を考え、この概念が何 (GMS.42)を記述した後で、カントは次のように述べている。「さて、この 一の命法から、この命法を原理として、義務のすべての命法が導出される 「義務の原理」として、「定言命法の単なる概念」から「定言命法の方式」 「常識」では全く不可解なペンディングは、第二章の結論部でもう一度 (eine しか

法」であり、同一だから、前者に対して繰り返された上述の留保は、したがっ「義務」(「道徳性」)の「原理」と「善い意志」のそれは、どちらも「定言命

て「善い意志」の善さの自明性への判断中止をはっきりと意味することになる。 に総括される人間の欲求と傾向性において、感じる」(GMS.24)。 に総括される人間の欲求と傾向性において、感じる」(GMS.23)。 に総括される人間の欲求と傾向性において、感じる」(GMS.23)。 に総括される人間の欲求と傾向性において、感じる」(GMS.23)。 に総括される人間の欲求と傾向性において、感じる」(GMS.23)。 に総括される人間の欲求と傾向性において、感じる」(GMS.23)。 に総括される人間の欲求と傾向性において、感じる」(GMS.24)。

なければならないだろう。 (GMS.7) へと「どんなに身の毛がよだつ思いがしても」(GMS.49) 踏み込ますることを求めるなら(という明確な仮定のもとで)、「常識」は、自明とされる道徳的善悪をまさにそのようなものとして生成させる「起源(Ursprung)」る道徳的善悪をまさにそのようなものとして生成させる「起源(Ursprung)」の「人」とを求めるなら(という明確な仮定のもとで)、「常識」は、自明とされる道徳的善悪をまさにそのようなものとして生成させる「起源(Ursprung)」を「根性」は「困惑」(GMS.49) 踏み込まる道徳的善悪をまさにそのようなものとして生成させる「起源の人間理という腐骸」と「幸福」という相異なる二つの要求のために「通常の人間理なければならないだろう。

ない「善い意志」の善さは宙吊りにされなければならない。 「起源」そのものへ遡及されないうちは、そこから生成してきたものにすぎ

一、「善い意志の原理」の根拠を問う

でも、次の問いを確認することを忘れない。「しかし、まだわれわれは定言命候言命法においては決して表現され得ない」(GMS.47)ことを明らかにした後得ず、当初からここまでの問いが射程に入れられている。この問いを明晰に意い問いは「いかにして定言命法は可能か」(GMS.79)にまで突き進まざるをトの問いは「いかにして定言命法は可能か」(GMS.79)にまで突き進まざるをあったがいが照準しているのは、「善い意志」そのものではなくて、それを生成カントが照準しているのは、「善い意志」そのものではなくて、それを生成

オリに証明するまでには至っていない」(GMS.47)。 則が存在すること、そしてこの法則の遵守が義務であること、それらをアプリ法が現実に生起すること、あらゆる動機なしに全く自分だけで命じる実践的法

て正当に要求されうるすべてなのである」(GMS.91)。 さらに先取りして言えば、この「証明」は最後まで果たされることはないし、 さらに先取りして言えば、この「証明」は最後まで果たされることはないし、 でも光野りして言えば、この「証明」は最後まで果たされることはないし、

以外の何ものでもない。

以外の何ものでもない。

は告白している。たんに「把握できない」ということではなく、「把握できないことを把握する」と。この言明は、「定言命法」を命じる理性が、なぜ「定いことを把握する」と。この言明は、「定言命法」を命じる理性が、なぜ「定いことを把握する」と。この言明は、「定言命法」を把握できないことをカントの「原理」そのものの「実践的無条件的必然性」を把握できないことをカントの「原理」そのものの「実践的無条件的必然性」を把握できないことをカントの「原理」そのものでもない。

と内なる嫌悪という判決を下すのである」(GMS.48)。 うい立場」にあることを吐露している。少し長いが引用しよう。「ここでわれ 負い目ある尊敬から期待すべきであると命じ、 なければならない原則を、与えることはできない。その命令する権威は、 くないよりはましだが、やはり決して次のような原則を、つまり理性が命じ、 自然が哲学に囁く法則の伝令使として証明すべきではない。そうした法則は全 己保持者として証明すべきであって、植え付けられた感官や何であれ後見人的 支えられてもいないのである。ここで哲学は、自らの純粋さを自らの法則の自 は確固たるべきなのにもかかわらず、天に何かで掛けられておらず地に何 に証明するまでには至っていない」という確認の後、カントは「哲学」が「危 前述の「まだわれわれは定言命法が現実に生起すること(中略)をアプリオリ 傾向性からは何も期待すべきではなく、すべてを法則の主権と法則に対する |頭徹尾完全にアプリオリに自らの源泉とかつ同時に命令する権威をもっ れは今や哲学が危うい立場に立たされているのを見るのであって、この立場 そうした自覚については、すでに『基礎づけ』の第二章で明確にされている。 それに反した場合は、 自己軽蔑

ここで「哲学」とは、すでに引用した『基礎づけ』の結論部の「人間理性の

威」とは「尊敬」に担保されるだけであって、たとえ「それに反した場合」で 逆に言えば、「定言命法」の絶対的必然性は、たんに「理性」の「権威」だけ ら、「理性」は「命令する権威をもっていなければならない」とカントは言うが 実は「天に何かで掛けられておらず地に何かで支えられてもいない」のであ 断に意識されていることは、 と「人間理性」のそれとは同じ射程をもっていると言えよう。その限り、 限界まで奮闘する哲学」と見なしてよいはずだから、この 起する。カントは、このことを見据え、隠すことなく読み手に知らせる。 かかわらず、実は「命じる」「理性」自身の「危うい立場」の自覚とともに生 あっても、たかだか「自己軽蔑と内なる嫌悪」が下るにすぎないというの に支えられているにすぎないことが告げられるからである。しかも、 て、「定言命法」とはそのような「理性」が命じるものであると。 は交換概念として置き換え可能である。そうすると、ここでカントによって明 い立場」の「理性」は、この引用文の後半で再確認されることになる。 「善い意志」の原理たる「定言命法」は、 次のことである。すなわち、「人間理性」自身 それ自体は「確固たるべき」にも この 0) その「権 「危う

三、「自分」と「他のすべての理性的存在者」との峻別

けである」(GMS.42)。 でいないから、行為の格率が適合すべきであるのは、法則一般の普遍性以外にでいないから、行為の格率が適合すべきであるのは、法則一般の普遍性以外に然性だけであり、実際この法則は、自分が制限されていたいかなる条件も含ん然性だけであり、実際この法則は、この法則に格率が適合すべきであるという必合をの「定言命法」の内容を、カントは次のように明らかにしている。「この

そうではなくて、私以外のすべての人間の「格率」が「普遍性」をもちえない法則」に「適合」させましょうという腑抜けた呼びかけなどではもちろんない。 はり、ここで主題化されていることは、誰か他の人の「格率」の「普遍性」のことではないし、すべての人間がそれぞれ自分の「格率」を「普遍的はならない。ここで主題化されていることは、誰か他の人の「格率」の「普通性」の「首徳性」の試金石にしている。「普遍性」カントは、繰り返し「普遍性」を「道徳性」の試金石にしている。「普遍性」

じるものであるという、そういう「普遍性」のことである。としても、それにもかかわらず「定言命法」は私の「格率」の「普遍性」を命

大のままとどまるのである」(GMS.63)。 このことをカントは「目的の国」における「パラドクス」で、次のように鮮明に書きつけている。「理性的存在者は、たとえ自分が自らこの格率「普遍性の存在者がまさにそのような格率に忠実であるだろうことを頼みにすることはによって可能な目的の国にふさわしい成員としての彼と調和する、つまり、幸によって可能な目的の国にふさわしい成員としての彼と調和する、つまり、幸によって可能な目的の国にふさわしい成員としての彼と調和する、つまり、幸におかかわらず、たんに可能な目的の国の普遍的に立法する成員の格率に従って行為せよというかの法則は、それが定言的に命じるのであるから、その全きて行為せよというかの法則は、それが定言的に命じるのであるから、その全きて行為せよというかの法則は、それが定言的に命じるのであるから、その全きて行為せよというかの法則は、それが定言的に命じるのであるから、その全きて行為せよというかの法則は、それが定言的に命じるのであるから、その全きないしている。「理性的存在者は、たとえ自分が自らこの格率「普遍性の方法というかの法則は、それが定言的に命じるのであるから、その全きないというない。

である」(GMS.63)。 ここでは、カントによって、「自分」と「他のすべての理性的存在者」とが ここでは、カントによって、「自分」が「かの法則」(「定言命法」)に従うのは、「他のす がおいる。「自分」が「かの法則」(「定言命法」)に従うのは、「他のす である」(GMS.63)。

できる」からではないし、「自分」一人がそうするとしても、「それによって達理性的存在者」が「尊敬」を「指令」にするということを「頼みにすることが志に対するゆるがせにできない指令になるべきである」のは、「他のすべての解することは無駄なことではあるまい。「たんなる理念に対する尊敬だけ」が「意ここでも「自分」と「他のすべての理性的存在者」の対比に照準しながら理

み(「主体」のうちにのみ)存するのである。に対する尊敬」に基づいて行為するほかならぬ「自分」の「格率」のうちにのの集合体のうちに「崇高性」や「尊厳性」は、いかなる集合体のうちにでもなく、「たんなる理念いうことだ。また、誤解はないであろうが付言すれば、「すべての理性的存在者」成される何か他の目的や利益」を「頼みにすることができる」からでもないと成される何か他の目的や利益」を「頼みにすることができる」からでもないと

「格率の崇高性」や「主体の尊厳性」というものは、「かの法則」が「定言的として定義されることになる)。 として定義されることになる)。 という単独性において引き受けることによってのに命じる」ことを、「自分」という単独性において引き受けることによってのに命じる」ことを、「自分」という単独性において引き受けることによってのに命じる」ことを、「自分」という単独性において引き受けることによってのに命じる」ことを、「自分」という単独性において引き受けることによってのに命じる」ことを、「自分」という単独性において引き受けることによってのに命じる」という単独性において引き受けることによってのに命じる。

四、単独性の極北(ich sage)

で、「私」が根拠づけるという極点を通過してきた単独性である。実は、この単独性は、すでに述べてきた無根拠性を、無根拠性の自覚のもと

(GMS.50) を主題化する。 (GMS.50) を主題化する。 (GMS.50) を主題化する。 (GMS.50) を主題化する。 (GMS.50) を主題化する。

からである。終えた後で、更にその「原理」としての「定言命法」の「根拠」を問うている終えた後で、更にその「原理」としての「定言命法」の「根拠」を問うている北である。なぜなら、「善い意志の原理」は「定言命法」であることを呈示しこの「可能な定言命法の根拠」の探求は、この『基礎づけ』全体における極

根拠の根拠を敢えて問うこと。

とみなされなければならないと」(GMS.50)。 とみなされなければならないと」(GMS.50)。 とみなされなければならないと」(GMS.50)。

という部分であることが、そのことを証拠立てている。 という部分であることが、そのことを証拠立てている。 という部分であることが、そのことを証拠立てている。 という部分であることが、そのことを証拠立てているとして existieren しずるを得ない。なぜなら、この言明で決定的なかの「一歩」とは、たんなる上ざるを得ない。なぜなら、この言明で決定的なかの「一歩」とは、たんなる上ざるを得ない。なぜなら、この言明で決定的なかの「一歩」とは、たんなる上ざるを得ない。なぜなら、この言明で決定的なかの「一歩」とは、たんなる上ざるを得ない。なぜなら、この言明で決定的なかの「一歩」とは、たんなる上がのという部分であることが、そのことを証拠立てている。

界の内」のどこにもないにもかかわらず、なぜそのことを言明できるのか。そのようなものとして「現実存在している」と言明できる根拠が、「この世という部分であることが、そのことを証拠立てている。

刻印されていることを見逃してはならない。 刻印されていることを見逃してはならない。 刻印されていることを見逃してはならない。

ich sage という単独性として到成する。 「原理の根拠」自体の無根拠性を否応なく眼差しに入れた発語は、必然的

13

五、「創始者」と「世界の外」

(GMS.65) こと(「他律」)をしないことである。 (GMS.65) こと(「他律」)をしないことである。 と述のこの極限的な問に対するカントのich sage による「要請」としての「命題」から、「定言命法が命じるもの」が「人間理性」の「自律」以外の何もの題」から、「定言命法が命じるもの」が「人間理性」の「自律」以外の何もの題」から、「定言命法が命じるもの」が「人間理性」の「自律」以外の何もの

づけ(Grundlegung)によってはじめて生成するのだ。根拠の根拠を問い、それに対するカントの単独性の極北の発語を通過した根拠として総括するが、「道徳性」にとって決定的な「自律」と「他律」との峻別は、カントは、「意志の他律」を「道徳性のあらゆる偽りの原理の源泉」(GMS.65)

さなければならない」(GMS.73)。 していて、自らの原理の創始者(Urheberin ihrer Prinzipien)であるとみなばならないという主張に到達する。「理性は、自分自身を、他の影響から独立ないという自覚によって、自らを「創始者(Urheberin)」とみなされなけれないという自覚によって、自らを「創始者(Urheberin)」とみなされなけれるいという自覚によって、自身上の根拠にし

いったい何のためか。

いったい何のためか。

いったい何のためか。

いったい何のためか。

いったい何のためか。

いったい何のためか。

いったい何のためか。

によっても根拠づけられないという明晰な意識がカントに到来する。すなわち、とは、その「起源」を問うとき、その極限において「私」以外のいかなる実在させようとしたわけではない。しかし、「常識」に基づく「善い意志」の善さかくことではなかった。もちろんカントはその「常識」を否定し、秩序を壊乱識」において自明とされる善悪を確認することではないし、その上にあぐらをすでに述べてきたように、カントが『基礎づけ』で探求してきたことは、「常

志」は「世界の内」に生成してくることも決してないということだ。の単独性の発語なしには「創始」されず、したがって、それなしには「善い善「理性的存在者が目的それ自体として現実存在する(existiert)」という「私」

「世界の外」の記の発語を「世界の内」に生成しないからだ。 に世界の外」の高明を「世界の内」の読み手が単独性において踏み込まないの「世界の外」の記の発語を「世界の内」が「世界の内」として布置され、「善い意志」がこの「世界の内」に生成してくる。しかし、それが語られるとき、「世界の外」が「創始者」となるとき、「世界の内」が「世界の内」として布置され、「善い意志」がこの「世界の外」の私の発語を「世界の内」にいる「私」が聴きとどめたことのの「世界の外」の記の発語を「世界の内」にいる「私」が聴きとどめたことのの「世界の外」の記の発語を「世界の内」に生成しないからだ。

)註

- 以下 GMS.と略記し、本文中にページ数を記す。 Philosophischen Bibliothek, Bd.41 (カントの著作はすべてこの版を用いる)
- ②以下の英訳では、「世界の外」について脚注で素通りされ、かつ非現実話法の以下の英訳では、「世界の外」について脚注で素通りされ、かつ非現実話法Routledge, 2002, p.25.
- (3)「世界の外でも」という渾身の意味が何の躊躇いもなく無防備に読み進められた私生児を道徳性と取り換える」(GMS.48)。

けない。

躇なく現在形に書き換えている。彼は、「善い意志」の従来の解釈を「⑴『特るところから始めているが、「世界の外」への言及はなく、非現実話法も躊⑷アメリクスも「善い意志」論を、『基礎づけ』冒頭のカントの宣言を引用す

Good Will, in: O.Höffe (Hg.), Grundlegung zur Metaphysik der Sitten; Ein kooperativer Kommentar, Vittori Klostermann, 2000, p.44) の三つに分類し、kooperativer Kommentar, Vittori Klostermann, 2000, p.44) の三つに分類し、con kooperativer Kommentar, Vittori Klostermann, 2000, p.44) の三つに分類し、kooperativer Kommentar, Vittori Klostermann, 2000, p.44) の三つに分類し、con kooperativer Kommentar, Vittori Klostermann, 2000, p.44) の三つに分類に表すの正式を表するのでは、con kooperativer Kommentar, Vittori Klostermann, 2000, p.44) の三つに分類に表するのでは、con kooperativer Kommentar, Vittori Klostermann, 2000, p.44

- (GMS.70)。 ⑤ Vgl.「端的に善い意志の原理は定言命法でなければならない(後略)」
- とだからである。 徳的善悪(つまり結果に過ぎないもの)を、「起源」(原因)と取り違えるこ徳的善悪(つまり結果に過ぎないもの)を、「起源」(原因)と取り違えるこなぜなら、そこにとどまることは、「起源」から生成してきたにすぎない。(6その「起源」そのものを探求する者は、「常識」に安住することはできない。
- 性」が自分で自分を担保するというアクロバシーであることを見失ってはい(GMS.66)に、理性が根拠を求めたときに生じる。「自律」の正体とは、「理結果としての完全性の理性概念」か「自立的な完全性の概念(神の意志)」(7)「他律」は、カントの分類によれば、「自然感情」か「道徳感情」、「可能な
- in: KANT-STUDIEN94, 2003, p.22)。バクスレーは、「徳」を扱っているたとではないということである。真の困難は、義務の要求する行為を実際にとではないということである。真の困難は、義務の要求する行為を実際にとではないということである。真の困難は、義務の要求する行為を実際にとではないということである。真の困難は、義務の要求する行為を実際に為すべき私たちにとって真の問題とは義務が何を命じているかを認識することではないということである。真の困難は、義務の要求する行為を実際に為すべき私たちの能力のうちにある」(A.M.Baxley, Autocracy and Autonomy, 為すべき私たちの能力のうちにある」(A.M.Baxley, Autocracy and Autonomy, 為すべき私たちの能力のうちにある。

の祝聖へ導く概念として明るみに出したい。 の祝聖へ導く概念として明るみに出したい。 した、自己支配」の前提として定義するより(ibid., p.19)も、「自律」を「創念そのものを損ないかねないのではあるまいか。バクスレーのように、「自律」を「自己支配」の前提として定義するより(ibid., p.19)も、「自律」の概念であるとする。 の祝聖へ導く概念として明るみに出したい。

(9)なるほどカントは、「神の現実存在を最高善の可能性に必然的に属するもの要として要請しなければならない」(I.Kant, Kritik der praktischen Vernunft, Ph.B. として要請しなければならない」(I.Kant, Kritik der praktischen Vernunft, Ph.B. を自らの理性によって無条件的法則に結びつける存在者である人間の概念に根拠づけられている限り、道徳は、義務を認識するために人間を越えた他の存在者の概念を必要としないし、かつ、義務を遵守するために法則以外の 動機を必要とするのでもない」(I.Kant, Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft, Ph.B.B.d.45, S.3)。

も、ich sage のもとで確認されていたことは、瞠目すべきことである。も、ich sage のもとで確認されていたことは、瞠目すべきことである。にいいない。「実際、創造する」にいいて、道徳的善悪について、次のように述べていた。「実際、創造する、ich sage のもとで確認されていたことは、瞠目すべきことである。というにおいて十分というにからに対して、がのように述べていた。「実際、創造する、ich sage のもとで確認されていたことは、瞠目すべきことである。というに対していた。「実際、創造する、ich sage のもとで確認されていたことは、瞠目すべきことである。